

平成21年度

市政執行方針

富良野市長 能登芳昭

ここに、平成21年第1回富良野市議会定例会の開会にあたり、市政執行に対する私の基本的な考え方を申し上げ、市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに

私は就任して4年目を迎え、地方分権時代の到来、住民ニーズの高度化、多様化など自治体を取り巻く環境の厳しさが増す中、市民の皆様と力を合わせながらまちづくりを進める「市民対話」を基本理念とし、市民本位の市政実現をめざして、全力で市政運営に取り組んでまいりました。

地方分権の進展とともに、自治体をめぐる環境は、この10年余りで劇的な変化を遂げています。平成の市町村合併により基礎自治体の数は1,800を切り、地方分権改革も第2ステージへ大詰めを迎えています。急激な少子・高齢化、経済のグローバル化、金融、教育、医療など、各般にわたり構造改革が進む中、自治体も機敏な対応が迫られています。

こうした時代に対応していくためには、地方分権改革の一層の推進による自主・自立の確立、無駄の排除による効率的、効果的な行

政システムの構築が必要であります。

地域づくりは市民との協働で進めることが重要であり、地域リーダー育成など新たな発想や積極的な行動参加が求められております。

そのため、豊かな人間性と協調性を育む地域づくりをめざして、市民の創意工夫を結集させて、市民誰もがここに住んでいて良かったと思うまちづくりを進めてまいります。

基本的な考え方

我が国の経済は、昨年秋以降の世界同時不況のあおりを受けた国内製造業の減産、景気悪化から生ずる多くの非正規雇用者の解雇などの問題が発生しております。道内は製造業は少ないものの、公共事業への依存度が高いことから、公共事業の減少により景気の回復が遅れ、雇用環境は一段と厳しさを増し、都市と地方の地域格差が拡大しています。

現在、自治体はさまざまな問題を抱えており、地域の疲弊が課題となっております。特に、人口減少時代の到来がもたらす社会情勢の変化に、一層適切に対応するため、住民の受益者負担と参加に基づき、地域にふさわしい公共サービスを提供するとともに、住民自

治の確立に向けて自助、共助、公助を基本とする取り組みを推進し、地方分権型社会の実現に向けて努力してまいります。そのためには、行政の自己決定能力と自己責任能力を発揮するとともに、行政効果が求められるところであります。

市民の声を市政に反映させる市民本位の市政運営を信条に、市民と行政の信頼関係を築いてまいります。

さらに、社会環境の多様化する新たな時代に向けて、市民本位のまちづくりを進めるにあたり、市政に対する基本的な考え方を述べたいと存じます。

1点目は、市民対話と情報開示についてであります。

市政への信頼は、市民対話と情報開示から生まれるものであり、世代、地域、職域、各種団体など幅広く市民の皆様と直に対話し、率直な意見交換を行い、市民主体の政策づくりを進めるなど開かれた市政運営を推進してまいります。

また、市政に対する理解と参加を促進するための基礎となる情報の共有を積極的に進めるため、市政の現状を率直に伝えるなど、より一層透明性の高い情報提供に努めてまいります。

2点目は、財政の健全化と行財政改革の推進についてであります。

平成21年4月より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、新しい財政再建制度のもと、自治体の財政運営においては、自主性と自立性が益々重要になっております。

限られた財源の中、基金に依存しない持続性のある財政の確立に向け、「富良野市財政健全化計画」を着実に実行し、身の丈にあった財政運営を推進してまいります。

また、行政改革につきましては、「富良野市行政改革推進計画」に基づき、行政サービスにおける市民と行政の役割分担、事務事業の見直し、民間活力の導入などを進めるとともに、職員の人材育成と人事管理等の人事評価制度導入に向けた検討を行い、地方分権時代に対応できる行政体制への改革を進めてまいります。

3点目は、農村観光都市の形成についてであります。

豊かな自然景観のもと、恵まれた大地で営まれる農業は美しい農村風景を育み、それらと連携する多種多様な観光との融合による農村観光都市形成は、都市と農村の交流や移住・定住の推進など多岐にわたる地域振興をもたらすものであります。

“人と自然にやさしい 環境・感動・癒しの大地 ふらの”をテー

マとした「富良野市観光振興計画」に基づき、地域資源の活用による地域活性化を推進してまいります。

また、移住定住対策につきましては、移住体験希望者のために住宅の提供を行うとともに、(仮称)富良野市移住促進協議会を設立し民間との協働による情報の発信やPR活動を進め、都市と農村の交流や定住人口の増加対策を進めてまいります。

4点目は、中心市街地の活性化についてであります。

中心市街地の活性化につきましては、平成20年11月に認定を受けた「富良野市中心市街地活性化基本計画」の基本方針に基づき、富良野市中心市街地活性化協議会と連携し、賑わいの創出による商業の活性化、まちなか居住を推進してまいります。

なお、旧富良野協会病院跡地につきましては、ふらのまちづくり株式会社が事業主体となり複合商業施設を整備し、まちの玄関口、滞留拠点として賑わいの創出に取り組む予定であります。

5点目は、地域経済雇用緊急対策についてであります。

国内の景気動向が著しく悪化する中、本市の経済・雇用も厳しさを増しております。

このため、経済雇用対策として、国の平成20年度第2次補正予

算の地域活性化・生活対策臨時交付金による活性化対策事業を、繰越明許事業として平成21年度にわたって実施するとともに、居住環境の向上と地域経済の活性化及び雇用の安定を図るため、住宅リフォームに対する助成制度の創設を進めてまいります。

また、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金等を活用した緊急雇用対策事業により、新たな雇用を創出してまいります。

「富良野市総合計画」（平成13年度～平成22年度）は、「後期実施計画」（平成20年度～平成22年度）の2年目として各施策を推進してまいります。

また、平成23年度からスタートする新たな総合計画については、人口の減少など多岐にわたる課題がある中で、市民の皆様と幅広い意見交換を行いながら、将来あるべきまちの姿を展望した計画の策定に着手してまいります。

以下、平成21年度の主要な施策について、総合計画の6つの項目に分けてその概要をご説明申し上げます。

みんなで作る健全なまちづくり

地方分権改革が進展する中、真の地方自治の確立に向け、市民と行政が情報を共有し、自主自立と自己責任による効率的な行政運営により、市民に信頼される市民の目線に立ったまちづくりを進めてまいります。

(情報の共有と市民参加)

情報の共有と市民参加につきましては、市民主体のまちづくりの基礎であります。市民と行政が一体となった協働のまちづくりに向け、「富良野市情報共有と市民参加のルール条例」の理念に基づき、広報紙や市ホームページの活用、地域懇談会や各種事業を通じて情報の提供と対話を進めてまいります。

また、地域コミュニティの推進にあたっては、コミュニティ活動推進員の活用により町内会や連合会など地域との連携とともに、地域活動の事例紹介など情報提供を進め、組織の育成と支援に努めてまいります。

(簡素効率的な行財政)

簡素で効率的な行財政につきましては、限られた財源の中で市民サービスを提供するために、引き続き事務事業の見直しなど行政改

革と財政の健全化に取り組んでまいります。

また、自主財源の確保対策として、市税の公平負担を原則に貯金や動産の差し押さえ、インターネットによる公売などを推進し、市税等収納対策プロジェクトによる未収金対策の強化を図るとともに、市ホームページや広報紙への広告掲載、市の未利用財産の売却を進め、財源の確保に努めてまいります。

(広域行政)

広域行政につきましては、富良野地区広域圏を中心に医療・福祉・観光等の広域的な地域課題や連携事務について沿線町村との広域連携を強化するとともに、富良野広域連合による消防・環境衛生・公共串内牧場・学校給食の広域事務を推進してまいります。

(情報化の推進)

情報化の推進につきましては、地域イントラネットシステム（庁内LAN）による事務作業の効率化、迅速化を図るとともに、市ホームページの活用による市民への情報提供の充実に努めてまいります。

また、北海道電子自治体共同システムの利用により、行政手続等の電子申請等の効率的な運用化に努め、市民の利便性向上を図ってまいります。

心豊かに学びあうまちづくり

たくましく生きる力と豊かな心を育て、また、郷土に根ざした個性あふれる文化の創造に努め、市民一人ひとりが生きがいを持てるまちづくりを進めてまいります。

(生涯学習)

生涯学習につきましては、市民の高度化・多様化する学習ニーズに適切に対応するために、あらゆる機会、場所において学習活動ができる環境づくりに努めてまいります。

(学校教育)

学校教育につきましては、児童生徒一人ひとりが自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動する資質や能力を高めるために、学力の基礎・基本を着実に身につけるとともに、豊かな心と健康でたくましい心身の育成に努めてまいります。

また、学校施設につきましては、「富良野市立小中学校施設耐震化推進計画」に基づき、耐震診断を計画的に実施し、安全で安心な学校づくりに努めてまいります。

(社会教育)

社会教育につきましては、教育の原点である家庭教育、生活に生きがいと潤いをもたらす成人教育や高齢者教育などの充実に努めるとともに、まちづくりや地域の活性化に重要な役割を果たす図書館・博物館・公民館などの社会教育活動の推進と社会教育を担う人材の育成に努めてまいります。

また、自然や環境への理解を深めるために、環境教育に努めるとともに、太陽の里にホタルが生息できる環境づくりを図り、自然環境学習を推進する場として活用してまいります。

(青少年の健全育成)

青少年の健全育成につきましては、日常生活で体験したことや子どもの視点からまちづくりについて意見を発表する「子ども未来づくりフォーラム」、「少年の主張大会」を開催し、次代を担う青少年の育成に努めてまいります。

(芸術・文化)

芸術・文化の振興につきましては、郷土に根ざした個性と魅力ある市民文化の創造をめざし、芸術・文化に接する機会を拡充し、市民の自主的な文化活動を支援してまいります。

(スポーツ)

スポーツの振興につきましては、生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を営むために、「いつでも どこでも だれでも」が体力や年齢、目的などに応じて、身近にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

また、第59回全国高等学校スキー大会、第22回全国高等学校選抜スキー大会をはじめ、各種スポーツ大会を支援してまいります。

(国際交流)

国際交流につきましては、市民の国際理解の育成と国際性豊かな人づくりを推進するため、市民の主体的な国際交流への支援と、小学生の国際交流事業を実施してまいります。

(地域間交流)

地域間交流につきましては、友好都市兵庫県西脇市との交流を引き続き深めるとともに、全国へそのまち協議会に参加してまいります。

安全で安心して暮らすまちづくり

人と自然が共生する豊かな自然環境の保全と、安全で安心できる快適な生活環境に向けて、環境問題に配慮した市民との協働による潤いのあるまちづくりをめざしてまいります。

(環境衛生)

環境衛生につきましては、美しく快適な生活環境の形成の推進に向け、町内会及び連合会を通じ地域ぐるみによる環境美化運動を推進するとともに、犬、猫などのペットの糞尿の処理やごみのポイ捨て防止など、モラルの向上のため啓発活動を進め、美化意識の高揚に努めてまいります。

また、富良野火葬場の環境整備として、身体障がい者用トイレを設置してまいります。

さらに、地球温暖化防止対策として、石油代替エネルギーである木質ペレットを燃料としたストーブ、ボイラーの購入に対する助成制度の導入を進める予定であります。

(ごみの減量と資源リサイクル)

ごみの減量と資源リサイクルにつきましては、町内会等を通じ市

民への分別指導を強化し、ごみ減量化の意識高揚とリサイクル運動の推進により、循環型社会の形成に努めてまいります。

また、「富良野生活圈一般廃棄物（ごみ）広域分担処理基本計画」に基づき、ごみ処理の役割分担を明確にしながら効率的運営による適正処理に努めてまいります。

（合併処理浄化槽整備）

合併処理浄化槽整備につきましては、平成20年度から平成24年度の5カ年計画に基づき、計画的に設置者に助成してまいります。

（総合防災）

防災対策につきましては、関係機関との連携により防災意識の高揚に向け、地域における避難訓練を引き続き実施してまいります。

また、洪水災害時に備えた、主要河川である空知川、富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川及び西達布川の浸水想定区域の洪水ハザードマップを作成配布し、市民の災害意識の啓発に努めてまいります。

さらに、災害時の要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するために、避難支援プランの計画の策定に努めてまいります。

(治水対策)

治水対策につきましては、国の直轄事業として五区1号沢川の改修工事と五区地区河岸保護外工事として市道清水山線に面する法面の落石防止工事を継続事業として実施する予定であります。また、新規事業といたしましては、学田三区に災害対策の拠点として水防拠点施設の整備を実施の予定であります。

北海道が行う事業といたしましては、布部川及びポン布部川の砂防工事と富良野川改修の関連工事としてベベルイ川及び東8線川の改修工事を継続事業として実施の予定であります。

(治山対策)

治山対策につきましては、北海道が行う下富良野地区予防治山事業により、市道清水山線に隣接する民有林の防災工事を実施の予定であります。

(交通安全対策)

交通安全対策につきましては、「第8次富良野市交通安全計画」により4期40日の交通安全運動を重点として、関係機関・団体と連携を密にするとともに、市民一人ひとりの交通安全思想の高揚に向

けた啓発活動の推進、並びに道路交通環境の整備、交通安全施設の点検に努めてまいります。

(消費生活対策)

消費生活対策につきましては、巧妙化かつ悪質化する消費者被害の未然防止に向けて、関係機関・団体と連携を図り啓発活動と相談業務の充実に努めてまいります。

(防犯対策)

防犯対策につきましては、「富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」を基本に、関係機関・団体・地域と一体的な連携により、安全で安心な環境づくりに向けて防犯活動の推進に努めてまいります。

ふれあいの心がつくる健康なまちづくり

健康でありたいとの思いは、市民共通の願いであります。

すべての世代の人々が、ともに助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・福祉・介護の連携を密にし、人に優しいまちづくりを進めてまいります。

(健康の保持増進)

生活習慣病の予防として、平成20年度から進めているメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の推進を図り、市民の健康づくりに取り組んでまいります。特に、平成21年度の特定健康診査受診率の目標は40%となっており、目標達成のために40歳から60歳代の若年者の受診拡大とともに、生活習慣病で既に治療中の方の医療情報を医療機関から市に提供してもらい、受診率に反映する新たな取り組みを実施してまいります。

また、妊婦健康診査の公費負担については、現行の5回から14回に拡大し、負担の軽減を図ってまいります。

(地域医療の充実)

富良野圏域の地域センター病院として、圏域の医療ニーズに沿っ

た医療体制の確保を図り、保健・医療・福祉・介護の連携を密にして、地域医療の総合的な包括的ケアシステムの構築を推進してまいります。このため、引き続き地域センター病院・富良野医師会とともに、医師及び看護師等の確保、充実に努めてまいります。

また、一次救急医療体制については、軽症患者の安易な受診、二次医療機関への集中、医師不足と過酷な勤務環境など深刻な状況にあることから、平成21年4月より、提供場所を地域センター病院に一元化し、圏域の開業医等が出向いて行う新たな取り組みが開始される予定であります。

(国民健康保険・医療給付)

国民健康保険事業につきましては、特定健康診査や医療費分析の結果を通して、糖尿病とその予備群が確実に増えている実態が見えていることから、特定健康診査等の実施計画を着実に進めるとともに、中心街活性化センター「ふらっと」を活用し健康づくりを進め、医療費の抑制に努めてまいります。

また、医療給付につきましては、重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児医療について、医療費の助成を通じて負担の軽減を図ってまいります。

(後期高齢者医療事業)

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）につきましては、制度施行2年目となりますが、制度内容の周知に努めるとともに、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収、各種申請・届出の受付、被保険者証の交付などの業務を進めてまいります。

(地域福祉)

地域福祉につきましては、福祉活動への幅広い市民参加を推進し、住民相互が支え助け合い、みんなで参加する支援のネットワークづくりに取り組み、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めてまいります。

また、低所得者対策として、社会福祉協議会が実施する歳末助け合い配分世帯を対象に、冬期生活支援事業を実施いたします。

(高齢者福祉)

高齢者福祉につきましては、高齢者の積極的な社会参加としての生きがい就労を支援するとともに、高齢者が培ってきた知識・経験を活かした自己実現を図られる機会の提供、学習や趣味活動などの社会参加、生きがい活動を促進します。

また、高齢者が住み慣れた地域において健康でいきいきと生活し介護が必要になっても、その人にあったサービスを利用し、自分ら

しく心豊かに暮らし続けられるよう各種の生活支援サービスの提供や介護予防施策の推進を図るとともに、ボランティア活動など様々な社会資源と連携しながら、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の見守りなど地域ケア体制の構築に努めてまいります。

(介護保険事業)

介護保険事業につきましては、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする「第4期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、第3期計画期間の現状と課題を分析・評価するとともに、北海道地域ケア整備構想を踏まえて、介護保険サービスの見込み量及びその確保方策、介護基盤整備の目標、介護保険料などを計画しております。

また、介護保険料については、平成18年度から3ヶ年実施してまいりました激変緩和措置が終了するため、これに代わる措置として、現行の6段階から8段階方式に見直しを行い、負担の軽減を図ることとしております。

計画の推進にあたりましては、健全な保険財政を維持し、円滑な運営に努めるとともに、「いきいき 安心 支えあい」をキーワードに一人ひとりの高齢者が地域の人々とふれあいの心に包まれ、個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域でその人らしく健康で安心して暮らせるよう、各種施策を推進してまいります。

(児童福祉)

児童福祉につきましては、急速に進行する少子化への対策として、「前期次世代育成支援地域行動計画」に沿って保育サービスなど子育て支援の充実に努めてまいります。

また、発達に遅れのある幼児が増加していることから、こども通園センターに言語聴覚士を配置し、児童ディサービス及び療育の推進を図ってまいります。

さらに、児童虐待の未然防止、早期発見のための要保護児童対策の推進に努めるとともに、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、「後期次世代育成支援地域行動計画」を策定してまいります。

(障がい者（児）福祉)

障がい者（児）福祉につきましては、自立支援給付、自立支援医療、補装具費、地域生活支援事業など必要な障がい福祉サービスを支援するとともに、障がい者（児）のより自立した地域生活や社会参加に向けて、就労支援の充実や地域移行の推進を図ってまいります。

創造性豊かな産業を育むまちづくり

先人から受け継いだ雄大な自然環境と豊富な資源を活かし、地域に根ざした創造性豊かな産業を育むまちづくりを進めてまいります。

(農 業)

平成20年度に制定した「富良野市農業及び農村基本条例」の基本理念の実現に向け、農業者の主体性と創意工夫への支援、成長を支える人材の育成、消費者の信頼獲得、環境保全への配慮を基本的方針とした「富良野市農業及び農村基本計画」に基づき、農村実態調査、農業労働力確保対策事業などに取り組んでまいります。

担い手の育成確保につきましては、ふらの地域担い手総合支援協議会と連携しながら、経営者能力の高度化を進めるため体系的な研修体制の強化に努めてまいります。

中山間地域等直接支払事業につきましては、事業最終年度として、引き続き遊休農地発生防止や生産性向上など地域農業の維持向上に向けて努めてまいります。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、引き続き6地区の環境保全会において、環境の質的向上による持続可能な農村づくりに向け取り組んでまいります。

安全安心農業の推進につきましては、生産工程を管理する適正農

業規範（GAP）に取り組む農業者、団体の拡大を図るとともに、北海道大学と連携しながら、山部産業研修センターの管理棟を北海道大学富良野サテライトとして活用し、「食の安全・安心マイスター」プログラムに取り組み、さらに、市内で安全確保に取り組む生産者・団体の活動を消費者に情報提供してまいります。

また、地域農業の活性化を図るため、地域バイオマス利活用交付金事業、防衛施設周辺農業用施設設置事業及び畜産担い手育成総合整備事業により、生産施設・農業機械を整備してまいります。

農作物に被害を与えるエゾシカなどの有害鳥獣対策につきましては、引き続きハンターの育成と個体数の適正管理に努めてまいります。

生産基盤につきましては、道営土地改良事業の山部御料地区を新規地区として取り組み、継続5地区と併せて生産性の高い土地基盤づくりに努めるとともに、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業により、引き続き農業者の負担軽減を図ってまいります。

旧樹海東小学校跡を活用したオーガニックアカデミー（農業学校）につきましては、引き続き市・地域・事業者が連携することにより地域再生計画「ふらの食農体験構想」に基づく地域の活性化と地域振興に努めてまいります。

（林業）

林産業につきましては、引き続き民有林育成推進事業を実施し、森林整備を進め、森林資源の質的充実を図ってまいります。

また、市民参加による開庁100年記念植樹をベベルイ地区において継続実施してまいります。

（商工業）

商工業の振興につきましては、地元中小企業の受注向上に向けた事業推進により、市内経済の活性化を図るとともに、雇用の機会の確保を図ってまいります。

また、市内消費の拡大と市街地への流入人口の増加に向け、引き続き市街地でのイベントの開催と、中心街活性化センター「ふらっと」の利用拡大を図ってまいります。

さらに、中小企業の経営支援のため、金融・融資制度の利用拡大を推進してまいります。

（観光）

観光振興につきましては、季節偏差の少ない通年型観光や体験などを通じた滞在型観光の推進に向け「富良野市観光振興計画」に基づき、自然環境やエコ資源を活用した環境教育、食などの地域資源を活用した施策を関係団体や市民とともに推進してまいります。

また、外国人観光客の誘致拡大に向け、安心して一人歩きできる情報や満足度の高いサービスを提供できる受入体制の整備を進めるとともに、新たな市場開拓を図ってまいります。

広域観光につきましては、富良野・美瑛広域観光推進協議会と連携し、魅力ある観光地の形成と中長期滞在型観光を推進する「地域観光圏整備促進事業」を活用し、観光メニューの充実や交流事業、民間事業者の事業との連携を図り、満足度の高い魅力ある滞在型観光地域を形成してまいります。

また、公園整備として、鳥沼公園あづまや四阿の改修を実施するとともに、環境教育や食などの観光資源の活用による交流を通じた山部地域の活性化の一環として、山部自然公園太陽の里パークゴルフ場の増設を平成22年度の供用開始に向け進めてまいります。

(雇用対策)

雇用対策につきましては、富良野広域圏経済活性化協議会と連携し、地域雇用創造推進事業及び地域雇用創造実現事業により観光関連の人材育成を行うとともに、地域資源を活用した経済の活性化を図ることにより、雇用の創出を図ってまいります。

また、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、緊急的雇用の創出に向けた短期の雇用・就業機会の拡大を図ってまいります。

人材開発センターと連携し即戦力となる人材育成や資格取得を促進し、就職支援を推進してまいります。

さらに、富良野広域圏通年雇用促進協議会を中心に、季節労働者の通年雇用に向けた取り組みを、引き続き行ってまいります。

(ワイン事業)

ワイン事業につきましては、近年、経済・社会の変化に大きく影響され、厳しい消費状況にありますが、本市の特産品として、市民との繋がりを一層深めるとともに、消費者に信頼される安全・安心で高品質な製品づくりに取り組んでまいります。

原料ぶどうの栽培につきましては、将来の安定生産に向けた更新に取り組むとともに、栽培農家・指導機関との連携により栽培技術の向上を図り、さらなる良質なぶどうの生産に努めてまいります。

(公設地方卸売市場)

公設地方卸売市場につきましては、市民生活に不可欠な生鮮食料品を、安定的に安全・安心な供給を図ってまいります。

また、多様なニーズに対応した地産地消や魚食普及を推進するとともに、生産地市場としての機能を高めることにより、経営の効率化を推進し市場会計の健全化を図ってまいります。

自然を生かした快適なまちづくり

多様化する価値観や市民ニーズの中で、自然や景観に配慮した都市機能を充実させ、潤いややすらぎが実感できるまちづくりを進めてまいります。

(土地利用)

土地利用につきましては、恵まれた自然景観との調和、コンパクトな市街地形成によるまちづくりを進めるため「富良野市都市計画マスタープラン」の見直しに取り組んでまいります。

(道路整備)

道路整備につきましては、国道・道道・市道相互の連携を図り、高齢化社会に対応した優しい道づくり、景観に配慮した道づくりに努めてまいります。

市道整備につきましては、五区山部線の舗装改修の計画的な実施と、地域高規格道路富良野道路関連で北の峰五区線の道路改良工事を実施してまいります。

また、落石のため平成20年3月より通行止めとしている清水山線の災害防除工事を実施し、通行止めを解除してまいります。

市道の環境整備につきましては、安全性・快適性の向上のため簡

易舗装、側溝改良などを計画的に実施してまいります。

さらに、橋梁の計画的な維持補修に向け、平成21年度より「市道橋長寿命化修繕計画」の策定を進めてまいります。

国の直轄事業につきましては、交通渋滞の緩和のため平成20年度に引き続き国道38号と国道237号との東山交差点改良工事を実施するとともに、国道237号と道道奈江富良野線との交差点改良工事を実施の予定であります。

地域高規格道路整備につきましては、道路予定区域の用地買収を進め、「(仮称)北の峰トンネル」工事の着工、新学田跨線橋工事、学田三区改良工事、下五区改良外一連工事を実施の予定であります。

また、「富良野北道路」の整備区間指定に向け、関係団体と連携し要請活動に取り組んでまいります。

北海道が行う事業につきましては、東山富良野停車場線、麓郷山部停車場線、奈江富良野線の改良等事業を継続実施の予定であり、奈江富良野線では、北斗町JR踏切拡幅が予定されております。

(交通機関)

公共交通につきましては、高齢者や学生など日常生活上不可欠であるバス路線の維持対策として、事業者に対する路線維持費の補助を行うとともに、東山地区における路線バスの合理化が予定されていることから、その対策について地域住民・関係機関との協議を進

めてまいります。

また、公共交通機関（鉄道・バス）の利用促進に向けた広報を行ってまいります。

（情報・通信）

テレビ難視聴区域対策につきましては、麓郷中継局、東山中継局の維持管理を引き続き行うとともに、地上放送のデジタル化に対応した施設整備に向け、関係機関と協議を進めてまいります。

情報通信網の整備につきましては、地域における ADSL 回線、光回線の誘致・導入活動を支援し、高速通信網の拡充に努めてまいります。

（水 道）

水道事業につきましては、安全で安心な飲料水を安定供給するため、引き続き上五区地区の第4次拡張事業を実施するとともに、老朽化による漏水防止を図るため配水管の更新、機器類の修繕及び更新を継続して実施してまいります。

簡易水道事業につきましては、学田地区、山部地区、東山地区の老朽化した機器類の更新及び修繕を計画的に実施するとともに、道道改良工事に伴う配水管移設工事を実施してまいります。

また、水道及び簡易水道料金につきましては、受益者負担の適正化に向け料金改定を検討してまいります。

(下水道)

公共下水道事業につきましては、快適な生活環境の向上を図るとともに、適正な水処理を図り環境保全に努めてまいります。

汚水管整備につきましては、引き続き学田三区地区で実施するとともに、花園地区の測量調査を実施してまいります。また、富良野水処理センター施設の機器類の修繕及び更新を計画的に実施してまいります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、山部水処理センター施設の機器類の修繕及び更新を計画的に実施してまいります。

また、下水道料金につきましては、受益者負担の適正化に向け料金改定を検討してまいります。

(公園・緑地)

公園緑地の整備につきましては、公園施設及び遊具等の保守点検及び更新等を行ない、安全で快適な空間の創出に努めてまいります。

また、市民との協働による公園の維持につきましては、引き続き充実を図るため協議を進めてまいります。

(住 宅)

住宅等の居住環境整備につきましては、市民が安心して快適に暮らすために住宅リフォームを促進するとともに、「富良野市耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震性向上を図るため、耐震診断、耐震改修に係る情報提供等に努め、改修費用の助成制度を創設してまいります。

公営住宅につきましては、北麻町団地の屋根張替え、東麻町団地他3団地の屋根・外壁塗装、及び東麻町団地他2団地の住宅用火災警報機器の設置を実施し、居住環境及び安全性の向上に努めてまいります。

(冬の暮らし)

冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を図るため、市民の協力の下、除排雪の充実に努めるとともに、消融雪施設の普及を推進してまいります。

(中心市街地)

富良野駅前地区土地区画整理事業につきましては、平成14年3月に都市計画事業決定以来、関連工事の全てが平成20年度に完了いたしました。これに伴い平成21年度は換地清算業務を実施してまいります。

予算編成にあたって

国の経済は、昨年、米国でのサブプライムローン問題に端を発した世界的な経済危機の中、急激に景気の後退局面を迎え、この状況が今後、長期化、深刻化することが懸念されております。

このような情勢の中、地方財政においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれております。

国の地方財政対策、並びに地方財政計画につきましては、予算の概要の中で説明させていただきますが、国は、「基本方針2006」に沿って歳出改革を継続する一方、厳しい財政運営を強いられている地方の要望に一定程度配慮して「生活防衛のための緊急対策」を踏まえた雇用創出のための「地域雇用創出推進費」を創設し、地方交付税及び一般財源の総額の確保が行われたところであります。

しかし、地方歳出の抑制が進められる中、景気後退に伴う法人関係税の大幅な落込みとともに、その他税収についても、大幅な伸びが期待できないことから、小規模自治体の財政運営は、引き続き厳しいものとなっております。

予算編成にあたりましては、国の地方財政対策等を踏まえ、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、人件費の縮減をはじめ積極的な行財政改革の下、「富良野市財政健全化計画」の2年目として歳出の抑制と重点化に努め、「富良野市総合計画」の9年目として保健・医療・福祉や義務教育、地域経済の活性化、さらに雇用の確保等にも配慮しながら、財政調整基金等の活用により予算編成を行った次第であります。

平成21年度の予算規模は、

一般会計	106億8,200万円
特別会計	60億1,440万円
企業会計	13億4,220万円
合計	180億3,860万円 であります。

なお、この予算総額は、前年度の当初予算額と比較いたしますと、1.9%の減であります。

以上、平成21年度の市政執行方針と予算編成の大綱について申し上げますが、執行にあたりましては大変厳しい経済情勢が続く中において、将来に希望もてる市政の実現に向け、全力で市民の負託に応じてまいりたい決意であります。

議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、市政執行方針といたします。